

## \_\_\_\_\_消防計画（乙種防火対象物）

（目的）

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき\_\_\_\_\_の防火管理について必要な事項を定め、火災予防及び火災、地震、その他の災害等による人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この計画に定めた事項については、次のものに適用する。

(1) \_\_\_\_\_に居住し、または勤務し、あるいは出入りするすべての者

▲(2) 防火管理業務を受託している者

（▲は、該当する場合に記載するものである。以下同じ。）

（管理権原者の責務）

第3条 管理権原者は\_\_\_\_\_とし、防火管理業務のすべてについて責任を持つものとする。

2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる者を防火管理者に選任する。

3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合は、火災等の対応などについて、必要な指示を与えなければならない。

4 管理権原者は、防火上の建築構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

▲（防火管理業務の委託）

第4条 \_\_\_\_\_についての防火管理業務の一部を委託を受けて行う者（以下「受託者」という。）は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者等の指示、命令の下に適切に業務を実施する。

2 受託者の防火管理業務の実施範囲及び方法は、別表1「防火管理業務委託状況表」のとおりとする。

（防火管理者の責務）

第5条 防火管理者は\_\_\_\_\_とし、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成（変更）
- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- (3) 火災予防上の自主検査等の監督
- (4) 自衛消防の組織に係る事項
- (5) 防火管理上必要な教育の実施
- (6) 防火に関する法定点検の立会い

- (7) 消防機関への各種届出、点検、整備の実施、連絡及びこれらの書類の防火管理維持台帳への編冊、整理、保管
- (8) 収容人員の適正管理
- (9) その他防火管理上必要な事項

(予防活動)

第6条 火災予防及び避難施設等の維持管理のため、すべての者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、使用前、使用後には必ず点検し、安全を確認するとともに、周囲は常に整理整頓しておくこと。
- (2) 喫煙は、指定された場所で行うとともに、後始末を完全にすること。
- (3) 廊下、避難階段、避難口、避難通路等には、避難障害となる物品を置かないこと。
- (4) 非常口等は、有事に容易に開放できるよう維持管理しておくこと。
- (5) 定められた場所以外で火気を使用しないこと。

2 防火管理業務を確実に実行するため、防火担当責任者及び火元責任者を定め、次の防火管理業務を行う。

編成と任務

	担 当	任 務 内 容
防火担当責任者		①火元責任者に対する業務の指導及び監督 ②防火管理者の補助
火元責任者		①火気管理、避難設備等の維持管理 ②火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等の維持管理に関すること。 ③防火担当責任者の補助

注：従業員数等により、火元責任者のみとすることや同一人が防火担当責任者及び火元責任者を兼任できる。

(自主点検)

第7条 火災予防上の自主検査（日常・定期）は、別表2「自主検査表（日常）」、別表3「自主検査表（定期）」に基づき実施する。

2 不備欠陥事項については、早急に改善するものとする。

(消防用設備等の法定点検)

第8条 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、資格者又は点検設備業者\_\_\_\_\_に委託して、\_\_\_月と\_\_\_月の年2回実施する。

- 2 防火管理者は、消防用設備等の点検を実施するときは立ち会うこと。
- 3 点検の結果は、防火管理者が管理権原者に報告し、不備事項については、改修計画を早期に作成し整備すること。
- 4 点検結果の記録は、防火管理維持台帳に編冊しておくこと。

(消防機関等への報告・連絡)

第9条 消防機関へ報告及び連絡する事項は次に定める。

種 別	届出等の時期	届出者等
防 火 管 理 者 選任 (解任) 届出	防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき	管理権原者
消 防 計 画 作 成 ( 変 更 ) 届 出	消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき ア 管理権原者又は防火管理者の変更 イ 自衛消防の組織の大幅な変更 ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更 エ 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	防火管理者
訓練実施の通報 及び指導の要請	消防訓練を実施するとき。指導の要請は消防署と相談し適宜行う。	防火管理者
消防用設備等・ 特殊消防用設備 等点検結果報告	____年に1回(総合点検終了後の消防用設備等・特殊消防用設備等点検結果報告書)報告する。 機器点検____月、 総合点検____月 ※特殊消防用設備等の点検は、その設置維持計画に基づき実施し、報告する。	管理権原者
そ の 他		

2 管理権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務の実施結果及び必要な書類等を取りまとめて防火管理維持台帳に編冊、整理及び保管する。

(工事中の安全対策)

第10条 防火管理者は、工事を行う時は、必要に応じて「工事中の消防計画」を消防機関に届け出るとともに、工事中必要に応じ防火上の安全対策を確認する。

(内装制限等の遵守)

第11条 \_\_\_\_\_において改修等で使用する内装材は、関係法令で定める仕様以上としなければならない。

▲2 \_\_\_\_\_内で使用するカーテン、じゅうたん等は、防災物品としなければならない。

(定員管理)

第12条 防火管理者は、混雑が予想される場合は、掲示板、案内板等により収容人員を規制する。

(放火防止対策)

第13条 防火管理者は、\_\_\_\_\_内外の整理整頓及び物置、倉庫等の施錠管理の徹底等放火されない環境づくりを行う。

(自衛消防組織の編成と任務)

第14条 管理権原者は、火災、地震、その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、自衛消防組織を編成する。

(1) 自衛消防の組織

\_\_\_\_\_ 自衛消防隊長

通報連絡担当 \_\_\_\_\_

初期消火担当 \_\_\_\_\_

避難誘導担当 \_\_\_\_\_

安全防護担当 \_\_\_\_\_

応急救護担当 \_\_\_\_\_

(2) 任務分担

任 務 分 担	任 務 内 容
自衛消防隊長	・ 各隊員に対する指揮、命令 ・ 被害状況及び在館者の状況把握
通報連絡担当	・ 消防機関への通報並びに通報の確認 ・ 建物内への非常放送並びに指示命令の伝達 ・ 関係者への連絡
初期消火担当	・ 消火器、屋内消火栓等による初期消火
避難誘導担当	・ 拡声器、メガホンによる避難誘導 ・ 在館者のパニック防止措置 ・ 避難状況の確認及び本部隊への報告
安全防護班	・ 防火戸、防火ダンパー等の操作 ・ ガス、危険物、火気使用設備等に対する応急防護措置 ・ 倒壊危険箇所への立ち入り禁止措置 ・ スプリンクラー設備等の散水による水損の防止措置 ・ 活動上支障となる物件の除去
応急救護班	・ 救出及び負傷者の応急手当等の人命安全に係る措置

(3) 隣接する建物等からの火災による延焼を阻止する必要がある場合は、本建物に設置されている消防用設備等・特殊消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

(関係機関との連絡)

第15条 防火管理者は、災害が発生した場合は速やかに関係機関に通報し、指示に従うものとする。

関係機関	電話番号
警察署	
消防署	
電力	
ガス	
保健所	

(地震時の活動)

第16条 地震時の活動組織は、火災時の自衛消防の組織とし、次の事項を行う。

- (1) 身の安全の確保
- (2) 出火防止と初期消火
- (3) 被害状況の把握
- (4) 安全な場所の指示と\_\_\_\_\_への避難誘導
- (5) その他必要な事項

(教育・訓練)

第17条 管理権原者及び防火管理者は、居住者及び従業員の防火意識の高揚と自衛消防活動能力の向上のための教育・訓練を次の(1)、(2)により行うほか、訓練については、別図1及び別図2に基づき行うものとする。

(1) 教育の実施時期

対象者	実施時期	教育の内容
全居住者 全従業員	月 ※新入社員は、その都度実施する。	<ul style="list-style-type: none"><li>・消防計画の周知徹底</li><li>・火災予防上の遵守事項</li><li>・従業員各自の任務と活動</li><li>・消火器等の消防用設備等の使用方法</li><li>・その他防火管理上必要な事項</li></ul>

(2) 訓練の実施時期

訓練種別	実施時期	訓練内容	
総合訓練	月	・初期消火、通報連絡、避難誘導の要領	
部分訓練	初期消火	月	・消火器の取扱い要領
	通報訓練	月	・消防機関への通報要領及び関係者への連絡要領
	避難誘導	月	・避難誘導要領

附則

この計画は、平成 年 月 日から施行する。

別表 1

## 防火管理業務委託状況表

防火管理者の業務委託		
防火管理者の業務を受託した者の氏名及び住所等 〔法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地〕	氏名（名称）	
	住所（所在地） 電話番号	
受託者の行う全体についての防火管理業務の範囲及び方法	常駐方法	<input type="checkbox"/> 出火防止業務（火気使用箇所の点検監視など） <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の監視・操作業務 <input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 自衛消防訓練指導 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	方法	常駐場所
	方法	常駐人員
	方法	委託する防火対象物の区域
	方法	委託する時間帯
	巡回方式	<input type="checkbox"/> 出火防止業務（火気使用箇所の点検など） <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の監視・操作業務 <input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 自衛消防訓練指導 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	方法	巡回回数
	方法	巡回人員
	方法	委託する防火対象物の区域
	方法	委託する時間帯
	遠隔移報方式	通報登録番号
	範囲	<input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務 <input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
方法	現場確認要員の待機場所	
方法	到着所要時間	
方法	委託する防火対象物の区域	
方法	委託する時間帯	

（備考）「受託者の行う全体についての防火管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印を付する。

別表 2

## 自主検査表（日常）

日	曜日	検査項目							
		避難通路等の物品の有無（避難施設の維持管理）	ガス器具のホースの老化・損傷	電気器具の配線老化・損傷	火気使用設備器具の異常の有無	吸殻の処理	倉庫等の施錠確認	終業時の火気の確認	その他（トイレ内の可燃物・ゴミ箱等の確認）
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
検査実施日			検査実施者氏名			防火管理者確認			

（備考） 検査を実施し、良の場合は、○を不備のある場合は、×を即時改修した場合は⊗を付する。

なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

別表 3

## 自主検査表（定期）

実施項目及び確認箇所		確認結果
建築物構造	(1) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	(2) 天井 仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。	
	(3) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。	
	(4) 外壁・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。	
避難施設	(1) 避難通路 ① 避難通路の幅員が確保されているか。	
	② 避難上支障となる物品等を置いていないか。	
	(2) 階段 階段室に物品が置かれていないか。	
	(3) 避難階の避難口 ① 扉の開放方向は避難上支障ないか。	
	② 避難階段等に通じる出入口の幅は適切か。	
	③ 避難階段等に通じる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。	
火気使用設備器具	(1) 厨房設備 ① 可燃物品からの保有距離は適正か。	
	② 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。	
	③ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。	
	(2) ガスストーブ、石油ストーブ ① 自動消火装置は適正に機能するか。	
	② 火気周囲は整理整頓されているか。	
電気設備	(1) 電気器具 ① コードに亀裂、老化、損傷はないか。	
	② タコ足の接続を行っていないか。	
	③ 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
その他		
検査実施日	検査実施者氏名	防火管理者確認

(備考) 検査を実施し、良の場合は○を、不備のある場合は×を、即時改修した場合は⊗を付する。なお、不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとする。

## 火災時における任務分担

### 1 火災時の任務（組織図）

- ・通 報・・・119番通報、その後各任務の補助
- ・初期消火・・・消火器、屋内消火栓等を用いた初期消火
- ・避難誘導・・・メガホンや拡声器を活用した在館者の避難誘導

### 2 実施すべきこと

火災発生 ⇒ 大声で周りに知らせる ⇒ 「火事だー！」

#### ①通 報

- ・住所：福島市〇〇町〇丁目〇番〇号
- ・目標：〇〇のどちら側（東西南北）
- ・何が燃えているか
- ・逃げ遅れやけが人の有無
- ・自分の氏名、連絡先



#### ②初期消火

★消火器を使用する場合

安全ピンを引き抜く ⇒ ホースを向ける ⇒ レバーを強く握る

#### ③避難誘導

- ・店内にいる人に火災の発生を知らせ、指示に従うよう伝える。
- ・頭を低く、ハンカチ等を口にあてて、煙を吸わないように伝える。
- ・非常口、避難階段へ誘導する。
- ・在館者の人数、けが人の有無を確認する。

### 3 消防隊へ報告すべきこと

- ①出火場所、テナント名称等
- ②初期消火、避難誘導の状況
- ③逃げ遅れ、けが人の有無



## 119番通報要領 (例)

火災		救急	
消防本部	はい、119番消防です。火事ですか？救急ですか？		
通報者	火事です。	救急です。	
消防本部	場所はどこですか？		
通報者	福島市〇〇町〇丁目〇番〇号です。(わからない場合は目印となる目標)		
消防本部	何が燃えていますか？	消防本部	どうしましたか？
通報者	(状況を報告する)	通報者	(状況を報告する)
消防本部	逃げ遅れやけが人はいますか？	消防本部	何歳ぐらいの方で、どんな様子ですか？
通報者	(状況を報告する)	通報者	(状況を報告する)
消防本部	あなたのお名前と電話番号をお願いします。	消防本部	あなたのお名前と電話番号をお願いします。
通報者	(自分の名前)です。電話番号は〇〇〇です。	通報者	(自分の名前)です。電話番号は〇〇〇です。
消防本部	すぐに消防車と救急車が向かいます。危ないと思ったら、ただちに避難してください。	消防本部	すぐに救急車が向かいます。救急車が近づいたら誘導をお願いします。